

門真市シティプロモーション推進業務委託募集要領

上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和7年5月2日

1 事業の趣旨・目的

門真市（以下「本市」という。）では、令和8年の京阪古川橋駅北側エリアのまちびらきを皮切りに門真市駅前等の各所でまちづくりが進むことにより、市の新しい魅力が創出されることで市内外からの期待感が高まることが予想される。

これらを契機に減少傾向にある若年層、特に【20代～30代の女性】をターゲットに据え、更なる本市の認知度向上及び関係人口の拡大を実現することにより、今後の未来を担う若年層から注目される街を目指すと共に、移住・定住へとつなげていく。

これらのことから本事業は【認知】・【関心】・【行動】・【移住・定住】のフェーズに分け、それぞれで効果的な情報発信や人を巻き込む仕掛けづくりをし、本市が若年層から注目を集める街となるようシティプロモーションを行うことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託名 シティプロモーション推進業務委託
- (2) 委託内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和10（2028）年3月31日まで
- (4) 提案限度価格 31,500,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
- (5) 支払限度額内訳

期間	金額（税抜き）
契約締結日～令和8年3月31日	10,500,000円
令和8年4月1日～令和9年3月31日	10,500,000円
令和9年4月1日～令和10年3月31日	10,500,000円

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者

であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 令和2年4月1日から受付締切日までに国若しくは他の地方公共団体と契約金額が、税込10,000,000円以上（複数年契約の場合は、単年度毎で税込10,000,000円以上）の同種業務の契約を締結し、誠実に履行中又は履行を完了したこと。
- (7) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不適当と認められる者でないこと。
- (8) 共同企業体に該当しない者であること。

4 参加手続

- (1) 募集要領等の配布

募集要領等は本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 7 (2025) 年 5 月 2 日 (金) から令和 7 (2025) 年 5 月 30 日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで (正午から午後 0 時 45 分までを除く。)

イ 交付場所

門真市中町 1 番 1 号 門真市役所 本館 1 階

門真市企画財政部魅力発信課

- (2) 募集要領等に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問書 (様式 A) を使用して、電子メールにて質問すること。また、電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をすること。

ア 期間

令和 7 年 (2025) 年 5 月 2 日 (金) から令和 7 (2025) 年 5 月 16 日 (金) 午後 5 時 30 分まで

ただし、送信後の電話確認については、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) に行うこと。

イ 問合せ先

門真市中町 1 番 1 号 門真市役所 本館 1 階

企画財政部 魅力発信課

担当：尾辻 藤澤

電話 06 (6902) 1231 (代表) (内線：2144 2145)

06 (6902) 5605 (直通)

E-mail: koho@city.kadoma.osaka.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 7 (2025) 年 5 月 23 日 (金) に本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) に掲載し、個別には回答しない。

(3) 提出方法等

ア 提出期間 令和 7 (2025) 年 5 月 2 日 (金) から令和 7 (2025 年) 年 5 月 30 日 (金) (土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで (正午から午後 0 時 45 分までを除く。) までとす

る。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。提出期間以外に提出された提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

イ 提出先及び提出方法

4 (2) イと同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 委任状（本社又は本店以外で締結する場合）（様式2）

(ウ) 印鑑証明書の写し（法人の場合は法務局で発行する代表者印鑑証明書、個人の場合は代表者居住地の市区町村で発行する印鑑登録証明書）

(エ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ）

(オ) 代表者の身分に関する証明（個人のみ）

(カ) 次の各税金を納付し、証明書が提出できるものであること。

- ・市内業者又は準市内業者にあつては、法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、直前2年分の法人市民税、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税、直前2年分の市・府民税
- ・市外業者にあつては、法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税

(キ) 誓約書（門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱様式第1号）

(ク) 3(6)の条件を満たす実績を確認することのできる書面（契約書等）の写し

(ケ) 会社概要（様式6）

※ (ウ)～(カ)については、発行日から3箇月以内のもの。写し可。

※ (イ)～(カ)については、門真市の令和7年度入札参加資格者名簿に登録されている業者については提出不要

※ 市内業者とは、本店の所在地及び門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者を言う。

準市内業者とは、本店の所在地が本市の区域外にあり、門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者を言う。

市外業者とは、市内業者及び準市内業者を除いた者を言う。

5 参加資格確認結果通知の交付

提出書類に基づき審査した結果、参加資格要件を満たすと認めた者をプレゼンテーション選定の対象者とし、令和7（2025）年6月6日（金）頃に結果通知書を

電子メールにて通知する。

なお、通知を受けてからプレゼンテーション審査日までに参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は参加できない。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和7（2025）年5月2日（金）から令和7（2025）年5月30日（金）（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）までとする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。なお、企画提案書を提出した後で辞退する場合についても、取下書（様式第7号）を提出すること。

(2) 提出先及び提出方法

4 (2)イと同じ。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(3) 提出資料

ア 提案書（様式第5号）に企画提案書を添付

イ 見積書兼経費内訳書（消費税及び地方消費税を除く。）

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(5) 提案事項

別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。開催日時、場所については、別途通知する。

ア 審査方法

i プレゼンテーションによる質疑応答

ii 所定時間はプレゼンテーション20分、質疑応答15分程度とする。

iii 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする

（データ活用可）

イ 注意事項

- i プロジェクター、スクリーン及びポインターは市で準備する。ただし、パソコンは各事業者で準備すること。
- ii プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできないものとする。
- iii 参加人数は、1 提案者 3 名までとする。
- iv プレゼンテーション当日に新たな説明資料を追加することはできないものとする。
- v 指定の時間に正当な理由なく不参、遅延した場合には、審査対象から除外する。
- vi 指定した日時の変更はできないものとする。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(1)評価基準の総合点が最も高い者を、受注候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

①評価項目「情報発信手法に係る提案」における得点が高い者

②評価項目「情報収集手法に係る提案」における得点が高い者

ウ ア、イにかかわらず、総合点が200点未満の場合は、受注候補者として選定しない。

(5) 失格となる受託候補者

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 記名又は押印を要する書類にあっては記名及び押印を欠いた書類を提出し

た場合

- キ 参加資格を満たしていない場合
- ク 参加期日までに所定の書類が整わなかった場合
- ケ 「提案書等」の提出関係書類を複数案提出した場合
- コ 提出期限を過ぎて必要書類及び提出資料が提出された場合
- サ 事業者募集中、選定中及び契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合
- シ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ス 価格提案書の金額が2(4)の提案限度価格を超える場合

8 選定結果の通知・公表

受注候補者選定後、受注候補者に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後すみやかに、下記項目において本市ホームページの「入札・契約情報」にて次の内容を公表する。

- (1) 受注候補者及び次点候補者名及び総合点
- (2) 会議録

9 契約手続

- (1) 受注候補者と門真市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約により契約を締結する。なお、予定価格150,000,000円以上の建設工事等の場合は、議会の議決が必要となるため、仮契約を締結し、議会の議決を得た後に本契約を締結する。ただし、落札者として確認され仮契約を締結した後であっても、本契約としての効力が生じるまでの間に契約を締結することが適切でない事情が生じたときは、仮契約を解除する。
- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めること。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 支払条件 各年度払
- (4) 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)で閲覧することができる。

- (5) 受注候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載

した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とすることができるとする。

- (6) 契約金額の決定に当たっては、価格交渉の後、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、受注候補者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書の金額とすること。

10 プロポーザルの延期又は中止

- (1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、本プロポーザルを中止します。
- ア 参加申込受付締切りの結果、参加申請者が1に満たない場合
 - イ 参加資格の事前審査の結果、参加を認めた者の数が1に満たない場合
 - ウ 審査の結果、受注候補者となるべき者がいなかった場合
 - エ 天災等、特別の事情がある場合
- (2) 天災等、その他特別の事情がある場合は各期日を延期することがあります。

11 その他

- (1) 参加申込書の提出後に取下する場合は、取下書（様式7）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (6) 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこととする。
- (7) 応募書類の審査内容に関する質問及び異議申し立てには、一切応じない。
- (8) 公文書開示請求があった場合は、提出書類を門真市情報公開条例に基づき公開をすることができるものとする。
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手

法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

- (10) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (11) 参加申込書の提出後、契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は、必要な措置を講じるものとする。

(例)

スケジュール ※スケジュールは変更になる場合があります。		
令和7年	5月2日(金)	募集・質問・企画提案書の受付開始
	5月16日(金)	質問受付の締切り
	5月23日(金)	質問回答の公表
	5月30日(金)	企画提案書提出の締切り
	6月6日(金)	参加資格確認結果通知
	7月上旬	プレゼンテーション質疑応答
	7月上旬	プレゼンテーション質疑応答の予備日
	8月上旬	結果公表→契約締結→準備期間
	9月(予定)	事業開始

12 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館1階

門真市企画財政部魅力発進課

担当：尾辻 藤澤

電話 直通 06(6902) 5605

大代表 06(6902) 1231 (内線2144、2145)

代表 072(885) 1231 (内線2144、2145)